

倉敷市長殿

**長期療養を必要とする疾病にかかった者等の定期接種
に関する特例措置対象者該当理由書**

予防接種法施行令第3条第2項の規定に基づき長期にわたり療養を必要とする疾病等の特別の事情により定期接種を受けることができなかった者が、今般、特別の事情がなくなったため、定期接種を実施できると判断しますので、理由書を提出します。

被接種者	住所	電話番号()	
	(フリガナ) 氏名	(男・女)	
	生年月日	年 月 日	(満 歳 ヶ月)
疾病名等、特別な事情の内容	(疾病分類) (疾病名) (該当理由) (予防接種不適當要因が生じた日) 年 月 日 (予防接種不適當要因が解消された日) 年 月 日		
今回実施する予防接種の種類、回数			
予防接種の種類、今後の計画、接種回数等	不活化ポリオ(IPV)	1期初回(1回目・2回目・3回目)・1期追加	
	BCG		
	五種混合	1期初回(1回目・2回目・3回目)・1期追加	
	四種混合	1期初回(1回目・2回目・3回目)・1期追加	
	三種混合	1期初回(1回目・2回目・3回目)・1期追加	
	二種混合	2期	
	日本脳炎	1期初回(1回目・2回目)・1期追加・2期	
	麻しん風しん混合(MR)	1期・2期・3期・4期	
	麻しん	1期・2期・3期・4期	
	風しん	1期・2期・3期・4期	
	子宮頸がん予防(HPV)	1回目・2回目・3回目	
	ヒブ(Hib)	初回(1回目・2回目・3回目)・追加	
	小児用肺炎球菌	初回(1回目・2回目・3回目)・追加	
	水痘	初回・追加	
	B型肝炎	1回目・2回目・3回目	
	成人用肺炎球菌	初回	
带状疱疹	生ワクチン(1回目)・不活化ワクチン(1回目・2回目)		
医療機関所在地 医療機関名 医師名			
備考			

この理由書は、定期予防接種の特例措置対象者に該当するかどうかを判断することを目的としています。このことを理解の上、本理由書が市町村、岡山県及び厚生労働省に報告されることに同意します。

保護者自署 _____

○予防接種法施行令(昭和二十三年法律第六十八号)

第三条

法第五条第一項の政令で定める疾病は、次の表の上欄に掲げる疾病とし、同項(予防接種法の一部を改正する法律(平成十三年法律第十六号)附則第三条第一項(予防接種法の一部を改正する法律(平成二十五年法律第八号)附則第七条の規定により読み替えられる場合を含む。)の規定により読み替えられる場合を含む。)の政令で定める者は、同表の上欄に掲げる疾病ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる者(当該疾病にかかっている者又はかかったことのある者(インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症又は带状疱疹にあっては、当該疾病にかかったことのある者を除く。))その他厚生労働省令で定める者を除く。)とする。

疾病	予防接種の対象者
ジフテリア	一 生後二月から生後九月に至るまでの間にある者 二 十一歳以上十三歳未満の者
百日せき	生後二月から生後九月に至るまでの間にある者
急性灰白髄炎	生後二月から生後九月に至るまでの間にある者
麻疹	一 生後十二月から生後二十四月に至るまでの間にある者 二 五歳以上七歳未満の者であつて、小学校就学の始期に達する日の一年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの
風疹	一 生後十二月から生後二十四月に至るまでの間にある者 二 五歳以上七歳未満の者であつて、小学校就学の始期に達する日の一年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの
日本脳炎	一 生後六月から生後九月に至るまでの間にある者 二 九歳以上十三歳未満の者
破傷風	一 生後二月から生後九月に至るまでの間にある者 二 十一歳以上十三歳未満の者
結核	一歳に至るまでの間にある者
Hib 感染症	生後二月から、生後九月までの間で厚生労働省令で定めるワクチンの種類ごとに厚生労働省令で定める月に至るまでの間にある者
肺炎球菌感染症(小児がかかるものに限る。)	生後二月から生後六月に至るまでの間にある者
ヒトパピローマウイルス感染症	十二歳となる日の属する年度の初日から十六歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子
水痘	生後十二月から生後三十六月に至るまでの間にある者
B 型肝炎	一歳に至るまでの間にある者
ロタウイルス感染症	生後六週に至った日の翌日から、生後三十二週に至る日の翌日までの間で厚生労働省令で定めるワクチンの種類ごとに厚生労働省令で定める日までの間にある者
インフルエンザ	一 六十五歳以上の者 二 六十歳以上六十五歳未満の者であつて、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有するものとして厚生労働省令で定めるもの
肺炎球菌感染症(高齢者がかかるものに限る。)	一 六十五歳の者 二 六十歳以上六十五歳未満の者であつて、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有するものとして厚生労働省令で定めるもの
新型コロナウイルス感染症	一 六十五歳以上の者 二 六十歳以上六十五歳未満の者であつて、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有するものとして厚生労働省令で定めるもの
带状疱疹	一 六十五歳の者 二 六十歳以上六十五歳未満の者であつて、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有するものとして厚生労働省令で定めるもの

2 前項の表の上欄に掲げる疾病(ロタウイルス感染症、インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症を除く。以下この項において「特定疾病」という。)についてそれぞれ同表の下欄に掲げる者であつた者(带状疱疹以外の特定疾病にあっては当該特定疾病にかかっている者又はかかったことのある者、带状疱疹にあっては当該疾病にかかっている者、その他厚生労働省令で定める者を除く。)であつて、当該掲げる者であつた間に、長期にわたり療養を必要とする疾病で厚生労働省令で定めるものにかつたことその他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより当該特定疾病に係る定期の予防接種を受けることができなかつたと認められるものについては、当該特別の事情がなくなった日から起算して二年(肺炎球菌感染症(高齢者がかかるものに限る。))及び带状疱疹に係る定期の予防接種を受けることができなかつたと認められるものについては、当該特別の事情がなくなった日から起算して一年)を経過する日までの間(厚生労働省令で定める特定疾病にあっては、厚生労働省令で定める年齢に達するまでの間にある場合に限る。)、当該特定疾病に係る法第五条第一項の政令で定める者とする。